

## 職員の給与等に関する報告及び勧告にあたって

本日、本委員会は、市議会及び市長に対し、地方公務員法に基づき、職員の給与等勤務条件について報告及び勧告を行いました。

人事委員会による報告及び勧告の制度は、労働基本権の一部を制約されている職員への代償措置であり、職員の勤務条件を社会一般の情勢に適応させるものであります。

このため、本委員会は、職員の給与等勤務条件について、民間事業所従業員の水準に合わせることを基本に国や他の自治体の動向も勘案しながら、これまで検討を重ねて参りました。

本年は、月例給については、本市職員の給与が民間給与を1,158円(0.32%)下回っていたため、俸給表及び地域手当の支給割合の引上げ改定を行うことが適切であると判断しました。特別給についても、職員の支給月数が民間の支給割合を下回っていたため、0.10月分引き上げることとしました。月例給、特別給ともに2年続けての引上げ改定となります。

また、本年4月から、本市が地域手当の支給地域となったこと、世代間の給与配分の見直しの必要性等から、給与制度の総合的見直しを3年間にわたって段階的に実施しているところですが、平成28年度においては、地域手当の支給割合の引上げ等、所要の改定を行うこととしました。

このほか、人事管理に関する課題として、「人材の確保・育成等」、「職員の勤務環境の整備」、「高齢期の雇用問題」、「公務員倫理の確保」、「改正地方公務員法への対応」について、報告を行いました。

本委員会としては、今後も引き続き、市民から理解の得られる適正な職員の勤務条件の確保に取り組んで参りたいと考えております。

市民の皆様には、人事委員会勧告制度の意義をご理解くださいますよう、お願い申し上げます。

平成27年10月9日

新潟市人事委員会

委員長 兒玉 武雄